

佐賀県告示第二百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十二年七月二十日から平成二十二年八月十九日まで佐賀県交通政策部道路課及び佐賀土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年七月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区 間	変更前後の 幅員 延長
県道 川上牛津線	小城市牛津町柿樋瀬字柿一角 五三九番一地从から 小城市牛津町柿樋瀬字柿三角 七三〇番一地从先まで	後 一五・二 六・五
	小城市牛津町柿樋瀬字柿一角 五三九番一地从から 小城市牛津町柿樋瀬字柿三角 七三〇番一地从先まで	前 九・〇 六・六
		後 六二四・六
		前 六二四・三